

広島県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年九月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
庄原市東城町川東字吉田道下夕二七六番地先から 庄原市東城町川西字榎ヶ坪二二番四地先まで	新	二〇・〇〇〇〇五 三・〇〇	一、八六九・〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 六四五・〇〇 メートル	
	旧	七・四〇〇〇二 七・〇〇 二〇・〇〇〇〇五 三・〇〇	二、三六五・〇 〇 一、八六九・〇 〇		

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三一四号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
庄原市東城町川東字大渡二四六二番四地先から 庄原市東城町川西字陰地二〇三六番六地先まで	新	一四・〇〇〇〇六 三・八〇	二、七〇七・〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二、二五〇・ 〇〇メートル	
	旧	四・八〇〇〇三 九・〇〇 一四・〇〇〇〇六 三・八〇	二、八一四・〇 〇 二、七〇七・〇 〇		

一 道路の種類

県道

二 路線名

足立東城線

三 道路の区域

区 間		新	旧	新旧 の別
庄原市東城町川西字陰地一〇〇九番一地从先から 庄原市東城町川西字陰地九九九番一地从先まで				敷地の幅員 (メートル)
		一四・〇〇〇 五・〇〇〇		
		一四九・〇〇		延 長 (メートル)
		路線延伸		備 考

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原東城線

三 道路の区域

区 間		新	旧	新旧 の別
庄原市東城町東城字下町二三七番一地从先から 庄原市東城町東城字上町三四五番一地从先まで				敷地の幅員 (メートル)
			六・〇〇〇 〇〇〇	
			二六四・〇〇	延 長 (メートル)
				備 考

一 道路の種類

県道

二 路線名

東城停車場線

三 道路の区域

路線短縮
不用物件延長
二六四・〇〇
メートル

区 間		
庄原市東城町川西字橋向四五番一地从から 庄原市東城町川東字大渡一四六一番人地先まで		
新	旧	新旧 の別
一四〇〇〇〇五 五・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
一四九・〇〇		延 長 (メートル)
路線延伸		備 考